

公告第 64 号  
令和 6 年 8 月 9 日

# 公 示

聖 隷 健 康 保 険 組 合  
理 事 長 青 木 善 治  
(公印省略)

## 組合規程及び組合規約の改廃、新設について

当健康保険組合規程及び規約が別紙の通り改廃、新設となりますので、  
組合規約第 53 条の規定により公告します。

## 組合規程及び組合規約の改廃、新設

令和6年7月16日の健保組合会にて以下について承認されました。

### 1. 組合会議員選挙執行規程、組合会会議規則

令和6年8月1日付け改訂

「被保険者証」に関する条文を改正

被保険者証⇒身分証など

### 2. 高額医療費資金貸付規程

令和6年9月1日付け廃止

当健保の利用状況は、平成24年度に1件発生。それ以後発生はなし。

限度額適用認定申請制度、マイナ保険証利用により高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されることから、同規程を廃止とした。

### 3. 出産費資金貸付規程

令和6年9月1日付け廃止

当健保の利用状況は、一切なし。

ほとんどの対象者が出産育児一時金の直接支払制度を利用されていることから、同貸付を利用されていない。令和5年度より出産育児一時金も50万円となったことから、同規程を廃止とした。

### 4. 組合規約

令和6年9月1日付け改訂

高額医療費資金貸付規程及び出産費資金貸付規程を廃止することに伴い、以下の条文を削除した。

(高額医療費貸付)

第57条 この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

② 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

(出産費貸付)

第59条 この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

- ② 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

5. 個人情報保護管理規程 . . . . .

令和6年8月1日付け改訂

規程の別表の内容は法的には規程で定める必要はないため、「被保険者証」の削除対応を兼ねて、別表を廃止する。これと併せて、全体を通して正確な表記に修正する。

別表1 聖隷健康保険組合が保有する個人情報

別表2 聖隷健康保険組合の利用目的

- ・ 不必要な読み替え規定を削除しています。(第1条、第17条)
- ・ 規程全体を通して、個人情報保護法上の用語の定義に合わせました。(第2条、第4条、第7条、第9条～第11条、第13条～第14条、第18条、第20条)
- ・ 別表を廃止し、利用目的の変更にあたって規程変更を要しないようにしました。これに伴い、利用目的の公表に関する条文を変更しました。(第3条)
- ・ 守秘義務規定を一般的な表記に変更しました。(第8条)
- ・ 再委託に関して、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスを補完する事例集(Q&A)」で示されている解釈を規程上も明確化しました。(第14条)
- ・ 個人情報相談窓口に関する規定に関して、「苦情等」の定義を明確化しました。(第18条)
- ・ 損害賠償に関する規定を見直し、単なる過失ではなく重過失を要件としました。(第20条)
- ・ 漏えい等が発生したときの対応に関する規定を見直し、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に準拠しました。(第22条)